

大分県職員の給与のあらまし

大分県には、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわる様々な仕事に携わる職員がおり、その給与は条例で定められています。

県職員の給与のあり方について、より一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

給与決定の原則

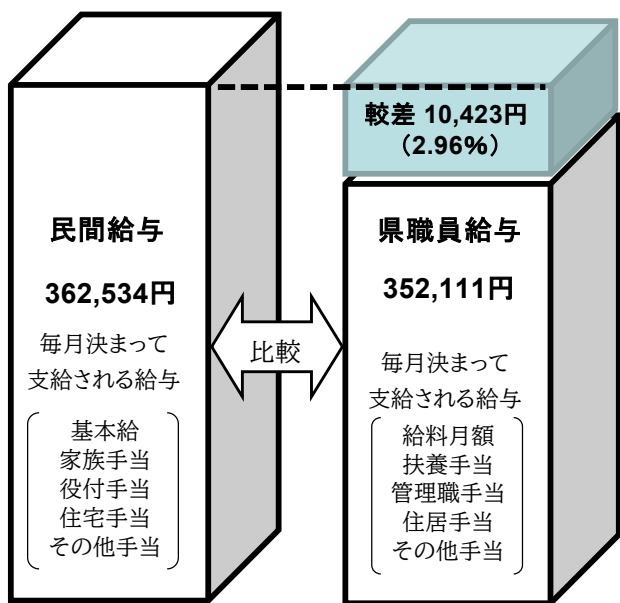
地方公務員法では、職員の給与を決定する際には、以下の原則によることとされています。

- ①職務給の原則 …… 各職務の複雑、困難および責任の度合いに基づいて区分を決めるもの
- ②均衡の原則 …… 民間企業や国、他県の公務員の給与や生計費等を考慮して決定するもの
- ③給与条例主義の原則 …… 住民の代表である議会の議決を経て給与を決定するもの

給与決定の流れ

① 県職員給与と民間給与を比較

令和6年大分県人事委員会の調査結果において、県職員給与が民間給与を10,423円下回っている。



※民間給与、県職員給与ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

※民間給与は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の418民間事業所のうち、134事業所を調査

② 人事委員会勧告

上記の公民較差や国・他県の給与等を考慮し、給与改定を行うよう勧告する。

③ 県議会に条例改正案提出

人事委員会勧告を踏まえ、知事が議会に条例改正案を提出する。

④ 給与決定

<給与決定の疑問にお答えします。>

Q. 民間企業との比較方法は？

⇒企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の会社の毎月決まって支給される給与と比較します。

Q. なぜ50人以上なの？

他の調査では民間の給与が公務員の給与より低いのはなぜ？

⇒給与については、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっていることが一般的です。

公務員と民間企業のように異なる集団間で給与の比較を行う場合、それぞれの集団における給与の単純平均を比較するのではなく、給与決定の条件を合わせて、同種・同等の者同士を比較すべきであるとされています。

この原則の中で、調査の正確性を確保しながらできるだけ広く民間給与の実態を反映させるために、比較対象は企業規模50人以上となっています。

(平成18年度に企業規模100人から50人に見直されました。)

※各種統計調査では、公務員と異なる様々な職種や職務階層のない小規模な企業等の従業員、勤務時間の少ないパートタイム労働者、短期間雇用の非正規労働者も調査対象に含まれていることから、公務員の給与よりも低いことがあります。

Q. ボーナスの支給割合はどうやって決まっているの？

⇒月例給与と同様に民間企業と比較を行い、人事委員会勧告がなされます。

令和6年大分県人事委員会の調査に基づく比較結果は、県職員ボーナスが民間を0.1月下回っています。

民間の年間支給割合	職員の年間支給割合	民間との差
4.6月	4.5月	0.1月

Q. 職員に支給される手当等はあるどのようなものがあるの？

⇒職員に支給される手当等は、以下のとおりです。

毎月決まって支給	給料	仕事の内容や責任に応じて支給
	通勤手当	通勤のため交通機関や自家用車等を使用する職員に対して支給
実績に応じて支給	その他	住居手当、管理職手当など
	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務したときに支給
その他	その他	宿日直手当、夜間勤務手当など
	期末・勤勉手当	一般的に言うボーナスを支給
	退職手当	退職理由、勤続年数に応じて支給

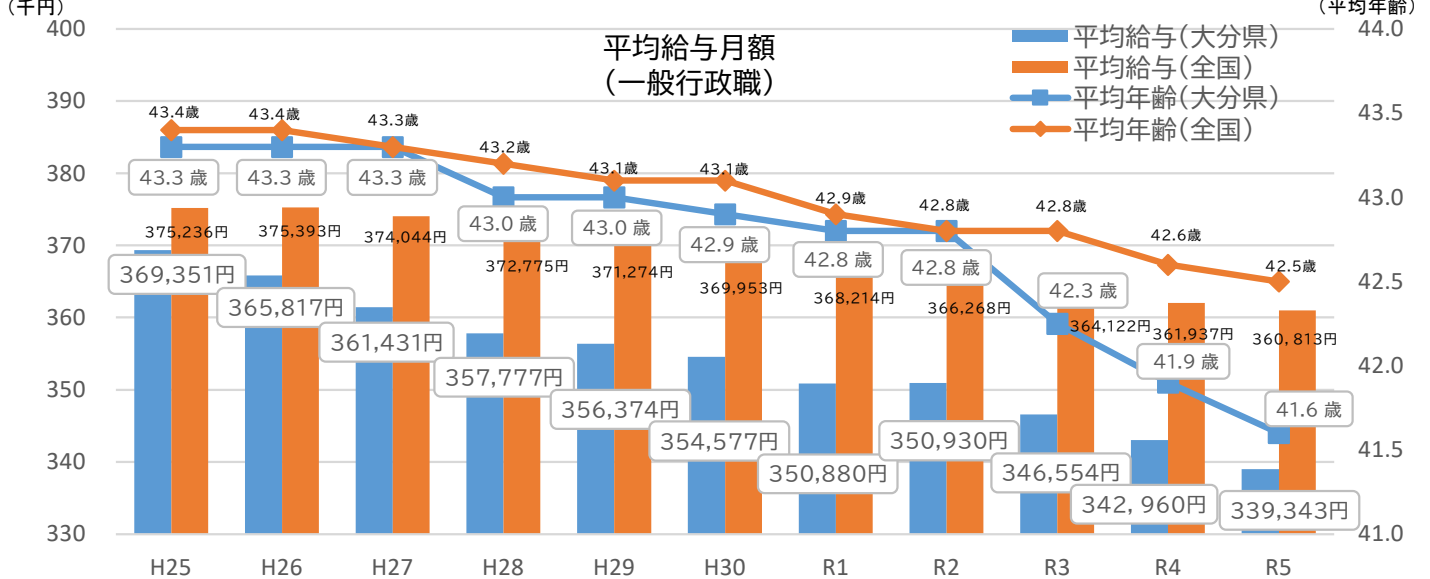
(次ページへ続く)

大分県職員の給与のあらまし

<給与決定の疑問にお答えします。(続き)>

Q. 県職員の給与は増えているの？

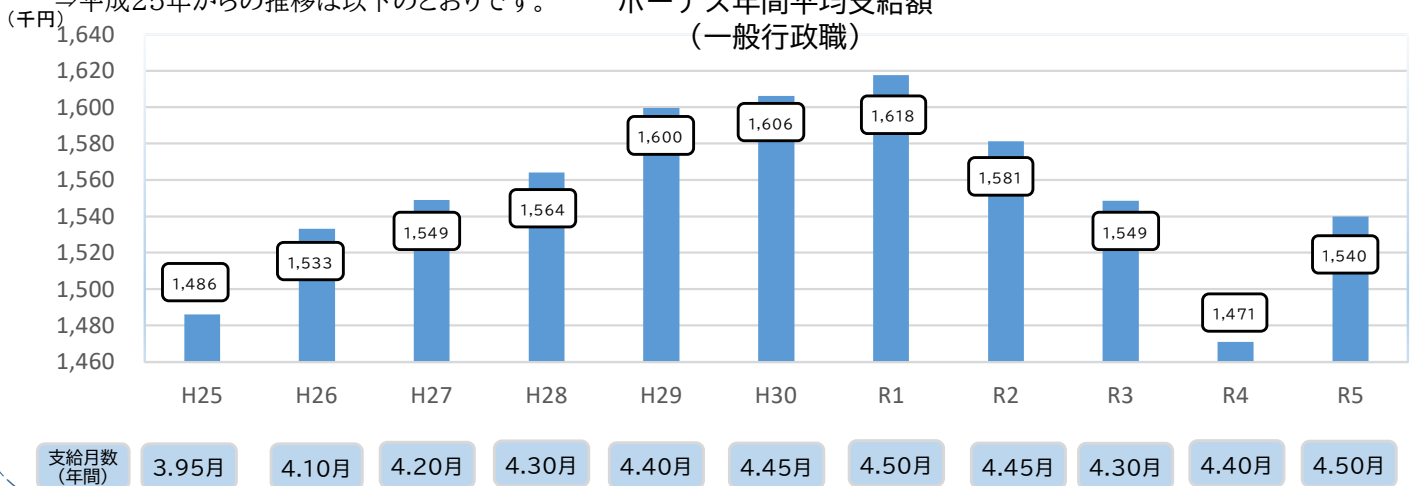
⇒平成25年からの推移は以下のとおりです。



Q. 県職員のボーナスの支給額は増えているの？

⇒平成25年からの推移は以下のとおりです。

ボーナス年間平均支給額 (一般行政職)



Q. 県職員の給与は、他の都道府県と比べて高いの？

⇒県職員の平均給与月額、九州内で7位です。

(令和5年4月1日現在)

	平均給与月額	全国順位
大分県	339,343円	44位
全国	360,813円	—

※他団体の令和6年4月1日時点の数値が公表されていないため、令和5年4月1日で比較しています。

※平均給与月額…給料月額と諸手当(地域手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、単身赴任手当、寒冷地手当)の合計額

⇒また、令和5年4月1日時点の大分県のラスパイレース指数は、99.3です。

※ラスパイレース指数…各地方公共団体の給料月額を比較するため、国家公務員の給料月額を100として計算した地方公務員の給料月額の水準を表したものです。

Q. 知事や県議会議員の給料・報酬等はどうやって決まっているの？

⇒知事・副知事の給料及び県議会議員の報酬については、大分県特別職報酬等審議会の答申を受け、県議会の議決を経て決定されています。

また、期末手当(ボーナス)については、県の一般職の改定幅を勘案して決定しています。

特別職の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	給料・報酬		期末手当(ボーナス)
		全国順位	
知事	1,243,000円	35位	3.4月
副知事	992,000円	28位	3.4月
県議会議員長	982,000円	24位	3.4月
県議会副議長	867,000円	29位	3.4月
県議会議員	782,000円	31位	3.4月

【問い合わせ先】

大分県人事課

TEL : 097(506)2306

FAX : 097(506)1716

E-mail : a11200@pref.oita.lg.jp